

# 国土地理院（本院）節電実行計画

平成23年6月28日  
国土地理院

政府の節電実行基本方針（平成23年5月13日電力需給緊急対策本部決定）及び国土交通省節電実行計画（平成23年6月20日国土交通省節電対策本部決定）に基づき、国土地理院（本院）が自ら実施する具体的な節電対策に関する計画を以下のとおり定める。

## 1. 実施期間

本計画の実施期間は、平成23年7月1日から平成23年9月30日までとする。

## 2. 対象設備

国土地理院（本院）内の全ての電力需要設備

## 3. 目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を基準電力値（昨年の同時期・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値）に比して15%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

## 4. 節電に係る具体的取組

国土地理院（本院）については、昨年のピーク電力1,914kWについて、その15%に当たる287kW以上を抑制し、ピーク電力が1,627kWを超えないよう、以下の取組を実施する。

### (1) 照明、OA機器、その他の機器、共用部分に係る節電

#### ① 照明に係る節電

- ・各作業に必要な最低基準としての照度を確保しつつ、照明の大幅な削減（例えば、通常使用している照明器具を1/2とする）
- ・廊下等の原則消灯、トイレの蛍光灯半減

#### ② OA機器、その他の機器に係る節電

- ・パソコンのディスプレイの照度調整等の設定変更、スリープモード等の活用（5/19情報システム課内部掲示板指示対策の徹底）
- ・プリンタ、コピー機、FAXの稼働台数の削減（原則、各課室1台）
- ・コピー機の省エネモードへの移行時間の短縮（低電圧モード20分、スリープモード60分を、それぞれ5分、10分に変更）
- ・冷蔵庫の数の大幅な集約化
- ・電子レンジの使用禁止
- ・電気ポット、コーヒーマーカー等の原則使用禁止（給湯室のガスコンロを利用

し、電気ポットで保温)

③ 共用部分に係る節電

- ・エレベーターの運転台数の削減  
(本館 4→1 台、宇宙測地館 1 台以外は原則停止)
- ・暖房便座、温水洗浄便座の停止
- ・冷水・うがい器の冷水機能停止
- ・食品衛生管理等に配慮しつつ、自動販売機、入居売店等への節電協力要請

(2) 空調（冷房及び換気）に係る節電

- ① 冷房中の室温を原則 28℃とすることの徹底
- ② サーバ室等個別空調機器の適切な温度設定等（原則サーバ室 25℃、大会議室等集中管理型の冷房装置（ファンコイル）が設置されている部屋は、個別空調機器の使用停止）
- ③ 換気風量の適正化（環境測定を実施し、原則停止）
- ④ 執務室の照度に留意しつつ、ブラインドを活用
- ⑤ クールビズの徹底

(3) 職員への周知

使用電力に関する情報を職員向けイントラに掲示する等の電力使用状況「見える化」の推進を図る。

(4) 休暇の長期化／旅行の推進

休暇の長期化は、業務への影響を最小限にしつつ、節電の実を上げる有効な手法であり、以下の通り、休暇の長期化と旅行の推進を図る。

① 長期休暇の取得

本実行計画実施期間において、各職員は、夏季休暇と年次休暇等を組み合わせて、最低でも 1 週間以上の連続した休暇を取得するよう努める。

② 旅行の積極的实施

休暇を活用した積極的な旅行行動を行うよう努める。

- ③ 上記の取組に当たっては、各職員は業務改善や超過勤務の一層の縮減に努めることとし、管理職員は率先して休暇を取得するとともに職員の健康管理に留意し職場環境の整備に努めるなど、その達成のため最大限の配慮を行う。

なお、天候の影響で執務室等の部分消灯が困難となること等により、使用最大電力の抑制目標が達成されない可能性がある場合には、冷房運転の抑制等を行う。

5. 節電実行計画の改定

本計画の運用に当たっては、職員からの節電対策に関する提案や節電の状況等を踏まえて柔軟に対応するよう努め、本計画の改定が必要と認められるときは改定する。

6. 取組状況の確認

総務課及び契約課は、各対象設備における節電対策の取組状況を確認・評価することにより本計画の進捗を管理する。